

楽器変更許諾の申請の仕方について

著作権保護期間内にある楽曲を指定されている楽器とは異なる楽器で演奏する場合は、下記を参考にして、著作権者（出版譜の場合は出版社、未出版譜の場合は作曲者）から許諾書（電子メールのやり取りをPDF化したものも可）を取得してください。

《申請時に記載する項目》

- (1) 送信者の氏名／演奏者との続柄
- (2) 演奏者の氏名／中学生 or 高校生／学校名／学年／年齢
- (3) 演奏曲／作曲者
※海外出版社の場合、「この楽曲は日本では著作権保護期間内です。」を記入しておくといよい。
【英文】 Caution! This music piece is copyright protected in Japan.
- (4) 楽器変更（何の楽器から何の楽器に変更したいか）
※海外出版社の場合、「楽譜の指定と異なる楽器に変更して演奏する場合は、ソロコンテストの主催者に楽器変更許諾書を提出する必要があります。」を記入しておくといよい。
【英文】 The organizer of this solo contest asked me to get permission from your publisher to change the instrument.
- (5) 参加大会名等 ※大会回数, 月日, 会場については要項やWEBで確認してください。
主催：公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 (JBA)
[1] 第●回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト東北大会予選南東北大会
令和●年12月25日～28日 仙台市宮城野区文化センター 生演奏
[2] 第●回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト東北大会
令和●年2月●日 仙台市宮城野区文化センター 生演奏
[3] 第●回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト（全国大会）
令和●年3月●日 ●●●●●●●●音楽大学 [東京] 生演奏
【英文】
All Japan Junior & High School Wind and Percussion Instrument Solo Contest :
This solo contest is the largest contest for students in Japan.
The organizer is Japan Band directors Association, JBA.
[i] 1st qualifying “South-Tohoku area” in Sendai-city, Miyagi.
Sendai Miyagino Ward Cultural Center in December 25th-28th, LIVE.
[ii] 2nd qualifying “Tohoku area” in Sendai-city, Miyagi.
Sendai Miyagino Ward Cultural Center in February ●[st./nd./rd./th,] LIVE.
[ii] Final “All Japan” in Tokyo.
●●●●●●●● music university in March ●[st./nd./rd./th,] LIVE.
- (6) 演奏期間／演奏回数
- (7) 許諾してもらえるかどうかを返信ください
- (8) 許諾が得られる場合は、許諾料は無料なのか、有料なのか教えてほしい
- (9) 許諾料が有料の場合は、支払い方法、支払い期限等について教えてほしい
- (10) 許諾書について PDFで電子メールに添付するか、電子メールの返信で「承諾」と記載してほしい
- (11) 送信者の氏名／住所／電話番号 or FAX番号, 電子メール・アドレス

【注意】

- ★出版社の場合は、許諾を出した責任者の氏名、所属（会社名／役職）があること。さらに紙面やFAXの場合、許諾を出した責任者のサインがあること。e-mailの場合は、出版社の公的なメール・アドレスを使用していること。
- ★許諾の種類は著作権者によって判断が異なります。下記のように対応してください。
 - ・出版社からの「楽器変更許諾」 → 出版社からの「楽器変更許諾」を事務局へ提出
 - ・出版社からの「編曲許諾」 → 出版社からの「編曲許諾」と編曲者からの「演奏許諾」を事務局へ提出

＜紙面による許諾書を発行してもらえない場合＞

- ★電話では記録が残りませんので、必ずFAXかe-mailでやり取りしてください。
- ★結論部分（「OK」、「consent」、「accept」、「agree」等）だけではなく、**FAXかe-mailのやり取りの流れがわかる部分をまとめた書類（FAXやe-mailの画像を切り貼りしたもの）を作成して事務局へ送付してください。**
- ★「アマチュアのコンテストの場合は許諾は必要ない」という回答された場合は、「アマチュアのコンテストの場合は許諾は必要ない」という部分だけではなく、**FAXかe-mailのやり取りの流れがわかる部分をまとめた書類（FAXやe-mailの画像を切り貼りしたもの）を作成して事務局へ送付してください。**「アマチュアのコンテストの場合は許諾は必要ない」という判断は、こちらの判断ではなく、著作権者（出版社や作曲者本人）の判断になります。
- ★録音や録画について他、著作権者（出版社や作曲者本人）からの指示が許諾書とは別にあれば、それをまとめた書類を作成して事務局へ送付してください。